

## 酒田市立宮野浦小学校父母と教師の会 会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 本会は、酒田市立宮野浦小学校 P T A (略称) と称し、事務局を宮野浦小学校に置く。</p> <p>第2条 本会は、児童の父母と教師をもって組織する。</p> <p>第3条 本会は、学校と家庭との連携を密にし、よい父母・よい教師となるよう会員相互の研修に努める。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1、会員相互の親睦及び研修に関するこ</li> <li>2、学習や児童の生活・健康に関するこ</li> <li>3、教育的環境整備に関するこ</li> <li>4、その他目的達成に必要なこ</li> </ul> <p><b>第2章 役 員</b></p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1 副会長 若干名 評議員 若干名 (教師全員を含む)      理事 若干名 監事 2 顧問 若干名      幹事 3 (教頭・教務主任・事務) 特別委員 若干名</p> <p>第6条 役員の選出は、次の通りとする。</p> <p>1、評議員は、<u>学年より3名</u>を選出する。その内、<u>学年委員長1名、学年専門委員2名</u>は互選による。</p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 本会は、酒田市立宮野浦小学校 P T A (略称) と称し、事務局を宮野浦小学校に置く。</p> <p>第2条 本会は、児童の父母と教師をもって組織する。</p> <p>第3条 本会は、学校と家庭との連携を密にし、よい父母・よい教師となるよう会員相互の研修に努める。</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1、会員相互の親睦及び研修に関するこ</li> <li>2、学習や児童の生活・健康に関するこ</li> <li>3、教育的環境整備に関するこ</li> <li>4、その他目的達成に必要なこ</li> </ul> <p><b>第2章 役 員</b></p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1 副会長 若干名 評議員 若干名 (教師全員を含む)      理事 若干名 監事 2 顧問 若干名      幹事 3 (教頭・教務主任・事務) 特別委員 若干名</p> <p>第6条 役員の選出は、次の通りとする。</p> <p>1、評議員の内、学年委員は学級より<u>1名以上</u>、専門委員は<u>学年より男女各1名を選出する。</u> 学年正副委員長・専門正副</p>	
		(変更)

## 酒田市立宮野浦小学校父母と教師の会 会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2、会長・副会長は、評議員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。</p> <p><u>3、専門部長・専門副部長は学年専門委員の中から、各1名を選出する。</u></p> <p><u>4、理事は、会長・副会長・学年委員長・専門部長・特別委員会委員長・幹事・顧問とする。</u></p> <p><u>5、特別委員会委員は、会長が必要に応じて委嘱する。</u></p> <p><u>6、監事は、総会において評議員を除く会員中より選出する。</u></p> <p><u>7、幹事は、会長が委嘱する。</u></p> <p><u>8、役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。</u></p>	<p><u>部長</u>は、互選による。</p> <p>2、会長・副会長は、評議員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。</p> <p>3、理事は、会長・副会長・学年委員長・専門部長・特別委員会委員長・幹事・顧問とする。</p> <p>4、特別委員会委員は、会長が必要に応じて委嘱する。</p> <p>5、監事は、総会において評議員を除く会員中より選出する。</p> <p>6、幹事は、会長が委嘱する。</p> <p>7、役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。</p>	
<p>第7条 役員の任務は次の通りとする。</p> <p>1、会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2、副会長は、会長を補佐し、会長<u>に</u>事故あるときは、これを代行する。</p> <p><u>3、学年委員長は、学年委員会を代表し、各学年の会務を総括する。</u></p> <p><u>4、学年専門委員は、学年委員長を補佐し、学年委員長に事故あるときは、これを代行する。</u></p> <p><u>5、専門部会長は、専門部会を代表し、専門部の会務を総括する。</u></p> <p><u>6、専門副部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、これを代行する。</u></p>	<p>第7条 役員の任務は次の通りとする。</p> <p>1、会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。</p>	(追加)
		(変更)
		(追加)

## 酒田市立宮野浦小学校父母と教師の会 会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>7</u>、評議員は、予算・決算及びその他重要事項を審議する。</p> <p><u>8</u>、理事は、総会及び評議員会に付議する事項について審議する。</p> <p><u>9</u>、特別委員会委員は、会長が必要と認める事項について審議する。</p> <p><u>10</u>、監事は、会計を監査する。幹事は、庶務及び会計事務を分掌する。</p> <p><u>11</u>、顧問は、必要に応じ会の諮問に答える。</p>	<p>3、評議員は、予算・決算及びその他重要事項を審議する。</p> <p>4、理事は、総会及び評議員会に付議する事項について審議する。</p> <p>5、特別委員会委員は、会長が必要と認める事項について審議する。</p> <p>6、監事は、会計を監査する。幹事は、庶務及び会計事務を分掌する。</p> <p>7、顧問は、必要に応じ会の諮問に答える。</p>	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更)
<b>第3章 機 関</b>	<b>第3章 機 関</b>	
<p>第8条 本会に次の機関をもつ。</p> <p>総会 評議員会 理事会 特別委員会 <u>専門部会（生活研修部）</u> 学年委員会</p>	<p>第8条 本会に次の機関をもつ。</p> <p>総会 評議員会 理事会 特別委員会 専門部会（研修部 <u>会報部</u> 生活部 <u>ベルマーク集計部 リサイクル事業部</u>） 学年委員会</p>	(変更)
<p>第9条 本会は、目的達成のための次の会議を開く。</p> <p>1、総会は年1回開き、規約の改正及び予算・決算の承認、その他の重要事項を審議する。但し、必要に応じ、臨時総会を開くことができる。</p> <p>2、評議員会は、会長<u>が</u>これを招集し、予算・決算及び事業計画その他の重要事項を審議執行する。但し、総会で承認を得る。</p> <p>3、理事会は、会長<u>が</u>これを招集し、総会・評議員会に付議する事項並びに緊急事項の処理にあたり、評議員会の承認を得る。</p>	<p>第9条 本会は、目的達成のための次の会議を開く。</p> <p>1、総会は年1回開き、規約の改正及び予算・決算の承認、その他の重要事項を審議する。但し、必要に応じ、臨時総会を開くことができる。</p> <p>2、評議員会は、会長これを招集し、予算・決算及び事業計画その他の重要事項を審議執行する。但し、総会で承認を得る。</p> <p>3、理事会は、会長これを招集し、総会・評議員会に付議する事項並びに緊急事項の処理にあたり、評議員会の承認を得る。</p>	(変更) (変更) (変更)

## 酒田市立宮野浦小学校父母と教師の会 会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4、学年委員会は、委員長<u>が</u>これを招集し、学年に関する事業の遂行にあたる。</p> <p>5、専門部会は、部長<u>が</u>これを招集し、事業の立案遂行にあたる。各専門部の主な事業は次のとおりとする。</p> <p>①生活研修部 会員及び児童の研修及び文化的活動に関すること <u>児童の生活指導、安全確保、及び地域との連携に関すること</u></p>	<p>4、学年委員会は、委員長これを招集し、学年に関する事業の遂行にあたる。</p> <p>5、専門部会は、部長これを招集し、事業の立案遂行にあたる。各専門部の主な事業は次のとおりとする。</p> <p>①研修部 会員及び児童の研修及び文化的活動に関すること <u>②会報部 P T A会報の発行に関すること</u> <u>③生活部 児童の生活指導、安全確保、及び地域との連携に関すること</u> <u>④ベルマーク集計部 ベルマークカートリッジの回収活動及び集計に関すること</u> <u>⑤リサイクル事業部 リサイクル活動に関すること</u></p>	(変更) (変更) (変更) (削除) (削除) (削除) (変更) (削除)
<p>6、特別委員会は、委員長<u>が</u>これを招集し、事業の立案遂行にあたることができる。</p>	<p>6、特別委員会は、委員長これを招集し、事業の立案遂行にあたることができる</p> <p><del>特別委員会として、母親委員会を置く。</del> <del>母親委員会の主な事業は、リサイクル活動、ベルマーク回収活動及び子育てに関する事</del></p>	
<p>第10条 総ての会議の決議は出席者<u>(書面による表決を含む)</u>の過半数をもって決する。</p>	<p>第10条 総ての会議の決議は出席者の過半数をもって決する。</p>	(変更)
<p>第4章 会計及び簿冊</p>	<p>第4章 会計及び簿冊</p>	

## 酒田市立宮野浦小学校父母と教師の会 会則新旧対照表

新	旧	備考欄
第11条 本会の経費は会員の拠出金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。	第11条 本会の経費は会員の拠出金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。	
第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。	第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。	
第13条 本会に次の簿冊を備える。 ・会員名簿　・会誌　・役員名簿　・会費徴収簿　・会計簿 ・会則綴　　・その他	第13条 本会に次の簿冊を備える。 ・会員名簿　・会誌　・役員名簿　・会費徴収簿　・会計簿 ・会則綴　　・その他	
第14条 慶弔規定及び表彰規定は、別に定める。	第14条 慶弔規定及び表彰規定は、別に定める。	
付 則	付 則	
第15条 本会則は昭和24年8月29日制定する。 本会則は昭和57年4月24日一部改正する。 本会則は昭和59年4月21日一部改正する。 本会則は昭和61年4月 1日一部改正する。 本会則は昭和62年4月 1日一部改正する。 本会則は平成 3年4月 1日一部改正する。 本会則は平成 7年4月24日一部改正する。 本会則は平成 8年4月26日一部改正する。 本会則は平成11年4月24日一部改正する。 本会則は平成14年4月27日一部改正する。 本会則は平成16年4月24日一部改正する。 本会則は平成25年4月28日一部改正する。 本会則は令和 6年4月27日一部改正する。	第15条 本会則は昭和24年8月29日制定する。 本会則は昭和57年4月24日一部改正する。 本会則は昭和59年4月21日一部改正する。 本会則は昭和61年4月 1日一部改正する。 本会則は昭和62年4月 1日一部改正する。 本会則は平成 3年4月 1日一部改正する。 本会則は平成 7年4月24日一部改正する。 本会則は平成 8年4月26日一部改正する。 本会則は平成11年4月24日一部改正する。 本会則は平成14年4月27日一部改正する。 本会則は平成16年4月24日一部改正する。 本会則は平成25年4月28日一部改正する。 本会則は令和 6年4月27日一部改正する。	

## 酒田市立宮野浦小学校父母と教師の会 会則新旧対照表

新	旧	備考欄
本会則は令和 8 年 1 月 28 日一部改正する。		(追加)